

3 共生社会実現プロジェクト

1 プロジェクトの概要

(1) 目標

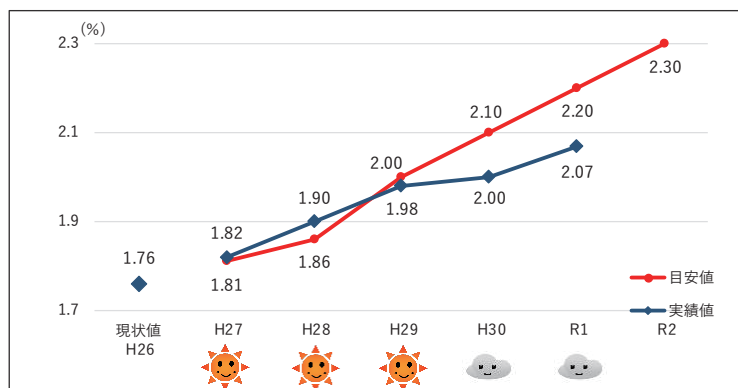
- 障害の有無等に関わらず、誰もが互いを尊重しながら、社会の担い手として活躍するとともに、住み慣れた地域において、共に支え合いながら暮らし続けることができる環境をつくれます。

(2) 重点的取組

- ☆ 障害者が安心して暮らせる環境づくりの推進
- ☆ ノーマライゼーションの推進

2 プロジェクトの進捗を表す成果指標等の状況

① 障害者の雇用率



(注) 達成見込の判断



概ね順調



やや遅れている



遅れている

○ 成果指標の分析

- ① 民間企業における実雇用率は年々上昇しています。平成30(2018)年4月より法定雇用率の引き上げとともに、障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わったことから、精神障害者の雇用者数の伸び率が特に大きくなっています。

3 県民満足度調査の結果

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
満足・やや満足の割合	28.3%	30.4%	27.7%	27.5%	25.5%
やや不満・不満の割合	13.7%	14.8%	14.2%	13.5%	13.0%

4 主な取組成果

① 障害者が安心して暮らせる環境づくりの推進

▷ 障害者差別の解消の推進

○ 障害や障害者に関する理解の促進

- ・ 栃木県障害者差別解消推進条例に基づき、特に顕著な功績があると認められる事業者を表彰する「共生社会とちぎづくり表彰」を実施
- ・ 専任相談員の設置による差別解消の効果的な推進

○ 合理的配慮の浸透・定着

- ・ 栃木県障害者差別解消推進委員会の開催
- ・ 栃木県障害者差別解消推進条例検証部会の設置及び開催
- ・ 栃木県障害者差別対応指針「障害者差別解消のための道しるべ」の概要版の追加作成
- ・ ヘルプマークの配布、普及啓発用リーフレット、小中学生全生徒向けチラシの作成・配布、県内路線バス事業者との連携によるバス中広告の作成・掲示、他県と連携した鉄道車内ステッカーの作成、普及啓発用クリアファイルの作成、デジタルサイネージを活用した啓発、若者向け普及啓発冊子の作成、テレビ・ラジオ・広報誌等の各種広報媒体を活用した周知・啓発

▷ 地域において健やかに安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

○ グループホームや日中活動・居宅サービスの確保・充実

- ・ 「栃木県障害福祉計画（第5期計画）」に基づき計画的なグループホーム等の整備を推進

○ 地域において障害者の生活を支える相談支援体制の確保

- ・ 市町による家族の体調不良などの緊急時に24時間支援ができる地域生活支援拠点等の整備
- ・ 相談支援協働コーディネーターの配置による市町の相談支援ネットワーク構築への助言等の実施
- ・ 相談支援従事者現任研修、専門コース別研修、リーダー養成研修等の実施
- ・ 栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会の開催による課題や支援の方向性の検討及び医療的ケア児等コーディネーター等の支援人材の養成

▷ 就労支援の充実

○ 障害者の適性や能力に応じた就労機会等の確保

- ・ 障害者就業・生活支援事業、精神障害者等職場定着サポート事業等の実施による一般就労の促進
- ・ 「とちぎナイスハート♥プラン（障害者工賃向上計画（第4期））」に基づく福祉的就労の充実
- ・ 障害者合同就職面接会の開催
- ・ 障害者就業体験事業の実施
- ・ 企業へのコンサルティングやセミナー開催による障害者雇用の推進

○ 全国障害者技能競技大会等への参加による技能向上及び雇用の促進

- ・ 第18回とちぎアビリンピックの開催
- ・ 第39回全国アビリンピックへの選手派遣

② ノーマライゼーションの推進

▷ 地域福祉の総合的推進

○ 児童養護施設等を退所した児童への自立支援

- ・ とちぎユースアフターケア事業協同組合の安定的な運営と事業の拡充
- ・ 退所児童等の大学等への進学支援や就労支援を目的とした自立支援資金貸付事業及び大学等進学応援事業の実施

- 多様な主体による地域福祉活動の促進
 - ・「地域共生社会」の理念の浸透を図ることを目的とした市町や社会福祉協議会、民生委員などの福祉活動の実践者による「地域座談会」の開催
 - ・市町における包括的な相談支援体制の構築を支援するため、相談支援コーディネーター養成研修を実施
 - ・社会福祉法人等による「地域における公益的取組」をはじめとした様々な支え合い活動を促進するため、表彰事業「地域で輝く ふくしのチカラ 大賞（グランプリ）」の実施及び、実践フォーラムとして受賞者による取組事例の発表や大学講師による講演を実施
 - ・地域共生社会について理解を深めるため、地域共生社会シンポジウムを開催
 - ・各市町等からの要請に応じ、地域共生社会について出前講座を実施
 - ・市町を通じた成年後見制度の利用促進に向け、各市町との個別意見交換会及び市町や家庭裁判所、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）等との連絡協議会の開催
- ▷ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
 - 公共施設等のバリアフリー化の促進
 - ・路線バスのノンステップバス導入に係る国や市町と連携したバス事業者等の支援
 - ・鉄道駅のバリアフリー化の促進
 - ・ユニバーサルデザイン（UD）タクシーを導入するタクシー事業者に対する支援
 - ・全国障害者スポーツ大会の開催に向けたバリアフリー化を希望する宿泊施設に対する支援
 - 障害者等のコミュニケーション手段の確保
 - ・手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成

5 総合評価

① 障害者が安心して暮らせる環境づくりの推進

▷障害者差別の解消の推進

- ・出前講座における障害者からの体験談等の発表や共生社会とちぎづくり表彰の実施のほか、栃木県障害者差別対応指針の概要版を活用した普及啓発やヘルプマークの配布・周知に取り組み、障害者差別の解消については、徐々に県民へ浸透しつつあります。

▷地域において健やかに安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

- ・グループホームや日中活動・居宅サービスの確保・充実については、「栃木県障害福祉計画（第5期計画）」に基づき、体制整備の促進に努めているところであり、グループホームや就労継続支援事業所等が順調に増加しています。
- ・地域において障害者の生活を支える相談支援体制の確保については、各種研修や相談支援協働コーディネーターによる市町への助言等により相談支援体制の充実・強化に取り組んだ結果、地域生活支援拠点等の整備状況が5圏域12市町、設置率48.0%となるなど、順調に進捗しています。
- ・医療的ケア児支援については、実態調査結果を踏まえレスパイト事業を実施するとともに、医療的ケア児等コーディネーターを養成し、配置状況が17市町、設置率68.0%となるなど順調に進捗しています。

▷就労支援の充実

- ・障害者の適性や能力に応じた就労機会等の確保について、一般就労は、障害者就業・生活支援事業により、就労者が増加しています。また、福祉的就労は、「とちぎナイスハート♥プラン（障害者工賃向上計画（第4期））」に基づく各種支援事業を実施し、県平均の月額工賃は伸びを示していますが、計画目標額には到達していません。
- ・マッチング支援や企業への啓発を行うことで、県内事業所における雇用障害者数は15年連続、実雇用率は8年連続で過去最高を記録するなど、着実に障害者雇用が進んでいますが、全国に比べ実雇用率は低い状況となっています。
- ・とちぎアビリンピックの開催や全国アビリンピックへ選手を派遣することで、障害者の技

能向上や就労に対する理解促進につながっています。共生社会への実現に向け、それに係る啓発活動や人材の育成への取組が引き続き求められています。

② ノーマライゼーションの推進

▷ 地域福祉の総合的推進

- ・ 児童養護施設等を退所した児童への自立につながる、大学進学や資格取得、就職支援のための自立支援資金貸付事業は、概ね順調に進捗しています。
- ・ 国のモデル事業を実施した市町において地域共生社会の実現に向けた取組が進められていますが、その取組が他の市町にも十分に浸透していません。いわゆる「8050問題」等の複雑・複合的な課題の解決に向け、市町への支援をとおして、地域共生社会の構築を推進していくことが求められています。
- ・ 地域連携ネットワークの構築に向けて、その核となる実施機関（中核機関）の設置が進んでいません。

▷ ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・ ノンステップバスの導入については、国や市町と連携して、バス事業者等に対する支援を行っているものの、令和元（2019）年9月時点の導入率は38.7%にとどまっています。
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化については、バリアフリー法における国の基本方針に基づき、平均利用者数3,000（人/日）以上の全27駅で完了していますが、県内117駅全体の進捗としては、約3割にとどまるなど取組が進んでいない状況にあります。
- ・ UDタクシーの導入台数は107台（令和元（2019）年度末）であり、令和2（2020）年度までの導入目標に向けて概ね順調に進捗しています。
- ・ 障害者等のコミュニケーション手段の確保については、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、盲ろう者向け通訳・介助員の養成に取り組み、人材の育成に進捗がみられる一方、障害者の自立と社会参加を促進するためには、県民への理解促進や障害者の意思疎通手段の充実が求められています。
- ・ 宿泊施設のバリアフリー化については、希望する施設にアドバイザーを派遣していますが、改修工事まで実施する宿泊施設が少ない状況にあります。